

備後圏都市計画景観地区の決定（福山市決定）

備後圏都市計画福山城周辺景観地区を次のように決定する。

種 類	福山城周辺景観地区
面 積	約 35 ha

1) 建築物の制限

地区区分	名 称	内エリア	外エリア
		面 積	約 19 ha
建築物の高さの最高限度		23m以下とする。	31m以下とする。
		建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定により算定するものとする。ただし、同号の規定にかかわらず、同号口に掲げる階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上に存するものについては、高さに算入するものとする。	
壁面の位置等の制限		規定なし	
建築物の形態意匠の制限	行為の種類	認定の対象となる規模	
	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さが13mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの（増築し、又は改築しようとする場合においては、その増築後又は改築後の高さ又は建築面積がそれぞれ当該規模となる場合を含む。）。ただし、増築し、又は改築しようとする場合で、その増築又は改築に係る部分の高さが13m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内であるものを除く。	
	建築物の修繕等	高さが13mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物で、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの	
	認定基準		
	基本的遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 地域の個性及び特性を尊重しながら、形態・意匠、色彩、素材等の工夫により周辺の景観との調和を図るとともに、統一性に配慮するなど魅力ある景観の形成を図る。 行為に当たっては、カラー合成図面で分析するなど、周辺の景観に与える影響が視覚的に分かる方法により検証を行う。 	
	形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とする。 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とする。 	

		色 彩	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とする。 2. 基調となる色彩は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）の規定により定められた日本産業規格の色名（J I S Z 8 1 0 2）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着きのある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないものとする。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。
		素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
		建築設備等	建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるものとする。
		その他	敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和を図る。
備 考			

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

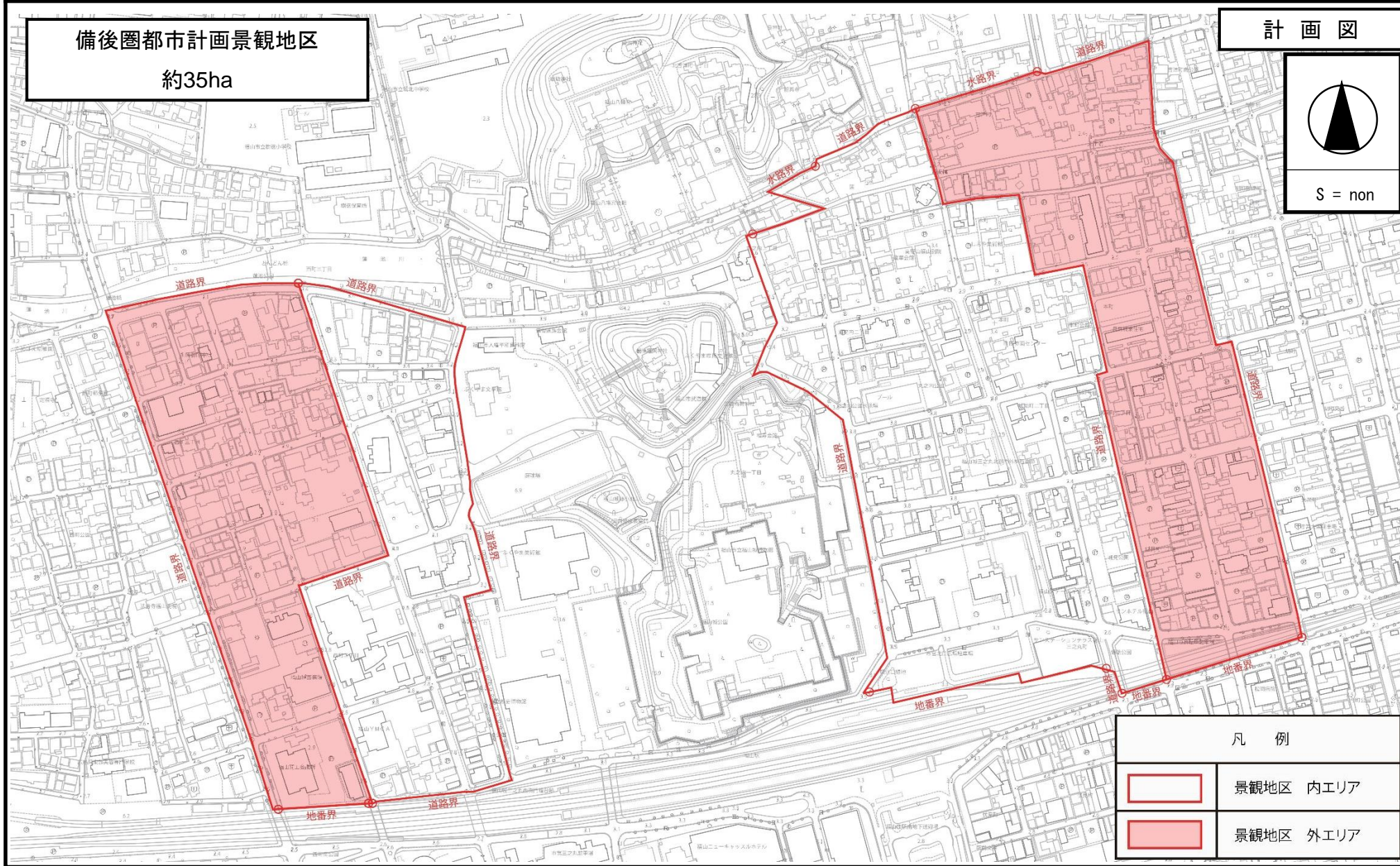
備後圏都市計画景観地区の決定

備後圏都市計画景観地区
約35ha

計 画 図



S = non



凡 例

- | | |
|--|-----------|
| | 景観地区 内エリア |
| | 景観地区 外エリア |